

収去検査結果の概要(令和7年10月～12月)

食品等の分類	検査 検体数	検査結果	
		適	法違反
魚介類	40	40	-
無加熱摂取冷凍食品	-	-	-
凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	-	-	-
凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	-	-	-
生食用冷凍鮮魚介類	-	-	-
魚介類加工品(かん詰・びん詰を除く)	44	43	* 1
肉卵類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)	355	355	-
乳製品	6	6	-
乳類加工品(アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む。)	-	-	-
アイスクリーム類・氷菓	-	-	-
穀類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)	78	78	-
野菜類・果物及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)	117	117	-
菓子類	7	7	-
清涼飲料水	33	33	-
酒精飲料	10	10	-
氷雪	-	-	-
水	-	-	-
かん詰・びん詰食品	25	25	-
その他の食品	14	14	-
添加物及びその製剤	-	-	-
器具及び容器包装	-	-	-
おもちゃ	-	-	-
乳類	-	-	-
合計	729	728	1

* 食品表示法違反(添加物の表示不備)

主な収去検査項目は福岡市ホームページに別途掲載しています。